

主要輸出国の海外での不正なビジネスが 途上国の発展を阻害する

発展途上の輸出国、特に " BRICs " の 海外での贈賄の傾向が目立つ

[ベルリン/ブラッセル、2006年10月4日] トランスペアレンシー・インターナショナルが発表した2006年版贈賄指数(BPI)によると、海外贈賄を刑事罰化する国際的な贈賄禁止法が制定されているにもかかわらず、依然として、輸出大国の企業による海外贈賄が続いている。BPIはこの種のものとしては、最も包括的な調査である。

BPIは、主要輸出国30カ国の企業が海外で行う贈賄の傾向を見るものである。富裕国の企業は一般的に上位にランクされているものの、依然として、特に発展途上国で贈賄を行っている。ブラジル、ロシア、インド、中国といった新興輸出国(BRICs)の企業は最下位に近くにランク付けられている。中国その他の新興輸出国は国内の腐敗防止を強化しているが、海外での努力は成功していない。

「贈賄企業は、発展途上国政府のガバナンス強化の努力を積極的に阻害している」と、トランスペアレンシー・インターナショナルの理事長、ユゲット・ラベルは述べている。

アフリカのような低所得国の回答者は、最悪の違反者としてフランスとイタリアの企業を挙げた。

「OECD加盟国の政府が法規制の強化というリップサービスをする一方で、その企業が全世界で贈賄を続けているというのは偽善だ。TIの贈賄指数は、政府が海外での贈賄取り締まりに必要な行動を十分には取っていないことを示している」と、トランスペアレンシー・インターナショナルのCEO、デイビッド・ヌスバウムは言う。「外国贈賄防止法の執行実績は、まったくもってお粗末なものだ」。

「政府や企業のための規則やツールはある。多くの国では、国連腐敗防止条約やOECD外国公務員贈賄防止条約の締結を受けて、国内法の整備は終わっている。だが、その実施や法執行となると大きな問題が残っている」とヌスバウムは言う。

BPI 数値 : 勝者不在

順位	国名	平均数値	世界貿易に 占める比率 (2005)	OECD 条約批 准国	国連腐敗防 止条約批准 国
1	スイス	7.81	1.2	x	
2	スウェーデン	7.62	1.3	x	
3	オーストラリア	7.59	1	x	x
4	オーストリア	7.5	0.5	x	x
5	カナダ	7.46	3.5	x	
6	英国	7.39	3.6	x	x
7	ドイツ	7.34	9.5	x	
8	オランダ	7.28	3.4	x	
9	ベルギー	7.22	3.3	x	
	米国	7.22	8.9	x	
11	日本	7.1	5.8	x	
12	シンガポール	6.78	2.2		
13	スペイン	6.63	1.9	x	x
14	アラブ首長国連邦	6.62	1.1		
15	フランス	6.5	4.3	x	x
16	ポルトガル	6.47	0.3	x	
17	メキシコ	6.45	2.1	x	x
18	香港	6.01	2.8		
	イスラエル	6.01	0.4		
20	イタリア	5.94	3.6	x	
21	半国	5.83	2.8	x	
22	サウジアラビア	5.75	1.8		
23	ブラジル	5.65	1.2	x	x
24	南ア	5.61	0.5		
25	マレーシア	5.59	1.4		
26	台湾	5.41	1.9		
27	トルコ	5.23	0.7	x	
28	ロシア	5.16	2.4		x
29	中国	4.94	5.5		x
30	インド	4.62	0.9		

上の表は、世界経済フォーラムの 2006 年度経営者意見調査で 125 カ国、1 万 1 千人以上の経営者からの回答をもとに割り出した数値である。指数 10 は贈賄行為がないと認識されていること、ゼロは贈賄行為が横行していると考えられていることをそれぞれ意味している。ランキングのトップはスイスであるが、その指数 7.8 ですら完全とは言いがたい。つまり、国別のばらつきはあるが勝者などはいないというのが、この調査から得られる結論だ。

BRICs：影響力の拡大、責任の拡大

BRICs はいずれも最下位近くにランクされている。インドは地域別や下位グループ別でつねにほぼ最下位である。中国は世界第 4 位の輸出国であるが、指数では下から 2 番目にランクされている。

「贈賄を行う外国企業はアフリカの貧困撲滅政策を損なっている」と TI のアフリカ担当ディレクターであるケイシー・ケルゾーは言う。「アフリカ各国は精力的にそうした企業を訴追すべきだ。アフリカ開発銀行のような地域開発機関も役割を果たすことができる。開発資金から利益を得て、貧民を置き去りにするような悪徳業者を締め出す排除プログラムを実行すればよい。」

「影響力が大きくなれば責任も増す。しかし、同時にそれは正しいことを行う好機でもある」とラベルは言う。「ロシア、インド、中国にとって、今が OECD 条約の規定を遵守し、将来の市場の活性化に貢献する絶好の機会である。」ブラジルは 200 年に条約を批准している。

「良いスコア」といってもそれほど良くはない

スコアが良くても大いに改善の必要がある。オーストラリア小麦委員会が、国連の「オイル・フォー・フード」(石油食糧交換)プログラムとの関連でとった措置は、その一例である。今年 3 月にドイツ・アメリカ系の自動車会社ダイムラー・クライスラー社も、内部調査の結果、アフリカ、アジア、東ヨーロッパ駐在スタッフによる「不適切な支払い」があったことを認めた。

トルコは BPI では一番下位に近い 27 位にランクされている。これはトルコが欧州連合加盟を目指して工作活動を展開したことの結果である。スコアの低さは、また、トルコの OECD 外国公務員贈賄防止条約---トルコについては 2003 年に発効した----に対するコミットメントに関する頭の痛い問題を提起している。トルコのほか、ヨーロッパにおける締約国の中でも、フランスとイタリアのスコアが低い。イタリアとフランスはともに大きな輸出国

であるが、アフリカからの回答だけを取り出してみると、下から数えて 6 位にランクづけられる。

合衆国は、1977 年の海外腐敗行為禁止法の制定で先駆者的役割を果たしたから他国の先を進んでいてもおかしくないのに、多くの OECD 諸国の後塵を拝している。英国は、ブリティッシュ・エアスペースのような企業を巻き込んだスキャンダルがあったにもかかわらず、条約執行の取り組み状況は最小限にとどまっている。トランスペアレンシー・インターナショナルは OECD 諸国の条約実施状況を示す報告書を定期的に発表してきているが、OECD 諸国全体を通して進捗状況は芳しくない。

アジアでは、国内での腐敗防止政策や措置が、そのまま海外でも自国企業のビジネス活動に移しかえられるわけではない。特に、シンガポール、ホンコン、台湾についてそれが言える。これらの諸国や地域については、非 OECD 諸国からの回答者の評価が良くない。アラブ首長国連邦の場合も同様である。つまり、ビジネスの実践においてはダブル・スタンダードがみられるのである。

輸出のほとんどが合衆国へ向けられているメキシコの場合、中南米地域では、際立って高いスコアをとっている。スコアの低いブラジルとは好対照である。

サプライ・チェーンを追う

この調査の回答者の多くが対象としたのは、多国籍企業の子会社である。しかし「企業は自社のサプライ・チェーンの中にある企業の行動に対しても責任をもつべきである」と、TI の理事、ジャーミン・ブルックスは述べる。「多国籍企業は、外国にある自社の支店、子会社あるいは代理人の腐敗行動の責任を免れない。だから、合併あるいは提携関係に入る前には入念な調査を実施しなければならない。調達、輸出、営業および販売部門は、依然として、贈賄や腐敗のリスクの最も高いビジネス機能であり続けている。」

汚れたイメージが本国にまでもたらされたときのコストは計り知れない。海外で贈賄を行う文化をもつ企業は、従業員による非倫理的行為によって自社のイメージを傷つけてしまふリスクが高い。長い目で見ると、企業にとっては、腐敗行為をなくすための適切な措置をとることが利益になる。

グローバルな正義のためのグローバルな基準

益々グローバル化されつつある世界で腐敗問題に対処する積極的で拡大する国際的枠組みがある。いくつかの進展はあった。OECD 条約の採択はそのひとつだ。しかし、条約実施状

況のモニタリングと法執行はいっそう厳格化されなければならない。さらに、この進展は、主要なプレーヤーである中国、インド、ロシアがこの枠組みに加わらない限り、空洞化されてしまう。このシステムの外にいる主要なフリーライダー達は、OECD 加盟国系の企業や OECD 諸国がルールを守って行動することを阻害する重要な要因になっている。もしこのシステムが壊れると皆が損失を被る。OECD 条約の規定を自発的に受け入れることは、その国が海外贈賄の問題を真剣に受け止めていることを示すだけでなく、OECD に正式に加盟するための序曲にもなるであろう。

勧告

・ OECD 諸国は、OECD 条約が規定している外国での贈賄禁止規定の実施促進を図り、締約国相互間の実施状況をモニターするのに必要な財政措置をとるべきである。

・ 中国、インド、およびロシアは、自発的に OECD 条約の規定を採択すべきである。

・ 多国籍開発銀行は、外国での贈賄で有罪となった企業との取引を停止すべきである。

・ 企業は、他企業と提携関係に入ったり、合併したりする際に、入念な調査を実施すべきであり、また、代理店、子会社、および支店に対しても適用されるような、厳格な贈賄禁止政策を採用し実施すべきである。

・ 開発途上国は、自国領内で贈賄したことが明らかになった外国企業を精力的に訴追すべきであり、裁判においては受け入れ国の法的、資金的協力を受けてしかるべきである。

2006年12月9日は、国際反腐敗デー

Media Contacts:

Jesse Garcia

Gypsy Guillen Kaiser

Tel: +49 30 3438 20 666

Mobile :+49 162 419 6454

press@transparency.org

TRANSPARENCY INTERNATIONAL

Alt Moabit 96

10559 Berlin, Germany

<http://www.transparency.org>